令和5年度入善町保育料徴収基準額表

【2·3号認定保育料】保育所・認定こども園(2·3号認定児)等にかかるもの

①第1子…基準額の4分の1を軽減

(ただし、第2階層は無料、第3階層及び第4-1階層の一部は基準額の半額)

(たたし、第2個階は無料、第3個階及び第4一「個階の一			3歳未満児	
階層		区分	標準時間	短時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)		0 (0)	0 (0)
第2階層	市	町村民税非課税世帯	0 (0)	0 (0)
第3階層	市課あ所額次当村世代書区区ででのでは、大学でのでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	48,600円未満	9,000 (4,500)	8,900 (4,450)
第4-1階層		48,600円以上57,700円未満	19,000 (9,500)	18,700 (9,350)
		57,700円以上78,600円未満	19,000 (14,250)	18,700 (14,020)
第4-2階層		78,600円以上97,000円未満	20,000 (15,000)	19,700 (14,770)
第5-1階層		97,000円以上108,600円未満	22,000 (16,500)	21,600 (16,200)
第5-2階層		108,600円以上138,600円未満	26,000 (19,500)	25,600 (19,200)
第5-3階層		138,600円以上169,000円未満	30,000 (22,500)	29,500 (22,120)
第6-1階層		169,000円以上198,900円未満	32,000 (24,000)	31,500 (23,620)
第6-2階層		198,900円以上251,100円未満	34,000 (25,500)	33,400 (25,050)
第6-3階層		251,100円以上301,000円未満	38,000 (28,500)	37,400 (28,050)
第7階層		301,000円以上	40,000 (30,000)	39,300 (29,470)

※()の中の額が軽減後の金額です。

【ひとり親世帯等】

第3階層及び第4-1階層のうち所得割課税額77,101円未満の場合・・・無料

3歳以上児の保育料が無償化されました

2019年10月から、3歳~5歳のすべての子どもと、0歳~2歳の住民税非課税世帯の子どもの保育料が無償化されました。

これに加え、入善町では子育て世帯の負担軽減を図るため、国の保育料無償化の対象外である副食費も無償としています。



②第2子…基準額の半額(ただし、第2階層から第4-1階層の一部までは無料)

			3歳未満児	
階層		区分	標準時間	短時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)		0	0
			(0)	(0)
第2階層	市町村民税非課税世帯		0	0
			(0)	(0)
第3階層	市課が一番である。大学では、大学では、大学では、大学では、大学のでは、まましいは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	48,600円未満	9,000	8,900
			(0)	(0)
第4-1階層		48,600円以上57,700円未満	19,000	18,700
			(0)	(0)
		57,700円以上78,600円未満	19,000	18,700
			(9,500)	(9,350)
第4-2階層		78,600円以上97,000円未満	20,000	19,700
オー 2197月			(10,000)	(9,850)
第5-1階層		97,000円以上108,600円未満	22,000	21,600
770 FRA			(11,000)	(10,800)
第5-2階層		108,600円以上138,600円未満	26,000	25,600
おり と四個			(13,000)	(12,800)
第5-3階層		138,600円以上169,000円未満	30,000	29,500
光り り間信			(15,000)	(14,750)
第6-1階層		169,000円以上198,900円未満	32,000	31,500
第0 ^一 Ⅰ 阳 眉			(16,000)	(15,750)
第6-2階層		198,900円以上251,100円未満	34,000	33,400
			(17,000)	(16,700)
第6-3階層		251,100円以上301,000円未満	38,000	37,400
			(19,000)	(18,700)
第7階層		301,000円以上	40,000	39,300
			(20,000)	(19,650)

※()の中の額が軽減後の金額です。

【ひとり親世帯等】

第4-1階層のうち所得割課税額77,101円未満の場合…無料

③第3子以降…無料

